

# 小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務 プロポーザル実施要領

## I 基本事項

### 1 趣旨等

この要領は、小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

### 2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

### 3 契約の概要

- (1) 契約の名称 小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務
- (2) 契約の内容 **別紙1**「小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで
- (4) 業務委託料上限額 8,826千円（消費税及び地方消費税を含む）  
※広報・宣伝費については上記金額に含め、上限額は仕様書第2章2（4）記載のとおりとする。

### 4 発注者及び事業担当課

- (1) 発注者 小矢部市
- (2) 事業担当課 小矢部市民生部市民課  
〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号  
電話番号 0766-67-1760 FAX 番号 0766-67-2033  
電子メール simin@city.oyabe.lg.jp

### 5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体であること。（個人での参加はできない。）
- (2) 迅速に対応できるよう富山県内又は石川県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (3) 他の自治体において、マイナンバーカード関連業務の受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）第20条第2項に規定する指名競争入札の参加資格名簿（物品・役務）に登載されている者であること。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 小矢部市暴力団排除条例（平成 24 年小矢部市条例第 1 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	4 月 26 日（火）【市ホームページに掲載】
質問書の提出期限	5 月 11 日（水）午後 5 時まで
質問書への回答期限	5 月 16 日（月）午後 5 時までに全社に回答（電子メール）及び市ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	5 月 17 日（火）午後 5 時まで
参加資格要件確認結果通知	5 月 18 日（水）
企画提案書等の提出期限	5 月 25 日（水）午後 5 時まで
参加辞退届の提出期限	
プレゼンテーション	5 月 31 日（火）午後 2 時
選定結果通知	6 月 1 日（水） 予定

## 7 実施要領等の取得

- (1) 取得方法 実施要領等は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和 4 年 4 月 26 日（火）から 5 月 25 日（水）まで
- (3) URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

## II 審査・選定等

### 1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者 1 者を選定する。

### 2 質問及び回答

質問は質問書（様式 1）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出期間 令和4年4月26日(火)から5月11日(水)午後5時まで
- (2) 質問書の提出場所 事業担当課：小矢部市民生部市民課
- (3) 質問書の提出方法 質問書を作成し、電子メールまたはFAXで提出すること。
- (4) 質問書の回答 質問に対する回答は、令和4年5月16日(月)午後5時までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

### 3 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書(様式2)及び参加資格誓約書(様式3)
- (2) 提出期限 令和4年5月17日(火)午後5時必着
- (3) 提出場所 事業担当課：小矢部市民生部市民課
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。郵送の場合、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

### 4 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書(様式4)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年5月25日(水)午後5時必着
- (2) 提出場所 事業担当課：小矢部市民生部市民課
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。郵送の場合、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

### 5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

次の①～④の書類を10部(本通1部、写し9部)提出すること。なお、提出書類は返却しない。

#### ① 企画提案書(任意様式)

ア. 表紙、目次、本編で構成すること。

イ. 用紙サイズは、原則としてA4版で作成し、文字のサイズについては、10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設けること。A4版縦、横書き、両面、左綴り、(本編30ページ以内)とすること。

ウ. 目次は、参照先のページ番号を記載すること。

エ. 本編は、以下の項目についての企画提案を記載すること。また、**別紙2**「企画提案審査要領」4の項目に沿って内容の説明を記載すること。

- 1) 実施計画
- 2) 広報・宣伝について

3) 実施体制

4) 独自提案（ある場合）

オ. 表紙には、「小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務委託企画提案書」と題名を記載し、正本のみ事業者名を記載すること。

カ. 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

② 見積書（任意様式）

ア. **別紙1**「小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務委託仕様書」の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算すること。（消費税及び地方消費税を含む。）なお、仕様書第2章2（4）の内容については、分けて記載すること。

イ. 消費税及び地方消費税はすべて経費の10%とすること。

ウ. 積算内訳書（任意様式、A4版縦）は、経費の総額と主な工程ごとに積算項目別の費用内訳を示すこと。なお、事業実施延べ時間が分かるように記載すること。

エ. 正本のみに事業者名を記載し押印すること。

オ. 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

③ 企画提案提出書（様式5）

④ 業務実績（様式6）

パンフレット等の会社の概要が分かる資料を添付すること。また、他自治体での主な類似受託実績例を3点程度記載し、その概要が分かる資料、契約書など実績を証明できるものの写しを添付すること。契約書は、業務名、発注者名及び受託者名並びにそれぞれの押印がある箇所のみを写しで可能とする。

(2) 提出期間 令和4年5月18日（水）から5月25日（水）午後5時まで

(3) 提出場所 事業担当課：小矢部市民生部市民課

(4) 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。郵送の場合、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

(5) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

6 受託候補者の選定

(1) 選定組織

受託候補者の選定は、5名の委員で組織する「小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

(2) **別紙2**「企画提案審査要領」により評価する。（総合評価）

7 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査

ア. プレゼンテーションの時間は20分以内の予定で実施する。（プレゼンテーション終了後審査員から質問を行う。）

イ. 提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

ウ. プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

## (2) 評価基準

プレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に評価する。

## (3) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

# III その他

## 1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

## 2 業務の契約

### (1) 契約

ア. 契約手続きは、小矢部市契約規則（昭和 48 年小矢部市規則第 8 号）の定めによるものとする。

イ. 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

- (2) 契約書 小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。
- (3) 契約内容 契約書、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

## 3 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は小矢部市情報公開条例（平成 12 年小矢部市条例第 30 号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報（事業等のノウハウ等）については、非公開となる。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

#### 4 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

#### 5 添付資料

- (1) 小矢部市マイナンバーカード出張申請受付運営支援等業務委託仕様書 別紙 1
- (2) 企画提案審査要領 別紙 2
- (3) 質問書（様式 1）
- (4) 参加表明書（様式 2）
- (5) 参加資格誓約書（様式 3）
- (6) 参加辞退書（様式 4）
- (7) 企画提案提出書（様式 5）
- (8) 業務実績（様式 6）